

関税法第37条第1項及び第5項の規定に基づき、指定保税地域の追加指定を行うため、同条第3項の規定により下記のとおり公聴会を開催します。

記

1. 日 時

令和6年6月6日（木） 10時～

2. 場 所

神奈川県横浜市中区海岸通一丁目1番地  
横浜税関本関 2階 第5会議室

3. 追加指定しようとする土地

(1) 名 称：京浜港大黒埠頭地区指定保税地域（大黒ふ頭B号荷さばき地拡張部）  
所在地：神奈川県横浜市鶴見区大黒ふ頭1番地  
面 積：2, 291. 24平方メートル

(2) 名 称：京浜港大黒埠頭地区指定保税地域（大黒ふ頭L号荷さばき地拡張部）  
所在地：神奈川県横浜市鶴見区大黒ふ頭1番地  
面 積：6, 072. 20平方メートル

4. 追加指定の時期（予定）

令和6年7月1日

5. 追加指定の理由

取扱貨物の増加に伴う拡張整備が完了し、令和6年7月1日から拡張部分の利用が見込まれることから、当該地域を指定保税地域として活用し、税関手続の簡易、かつ、迅速な処理を図るため。

6. 出席資格者

輸出入業者、倉庫業者、運送業者、通関業者等、当該指定保税地域の追加指定について利害関係を有する者。

7. 公述の方法

公聴会に出席し、かつ、意見を述べようとする者は、その意見の概要を記載した文書を持って、令和6年6月4日までに、監視部保税地域監督官（許可部門担当）まで申し出ること。

8. その他

大黒ふ頭B号荷さばき地及び大黒ふ頭L号荷さばき地については、各拡張部も含め、令和6年6月1日より「ふ頭用地」に名称変更される予定。

令和6年5月16日

横浜税関長 松 岡 裕 之